

目次

3. ライセンサーとライセンシーの視点

- 3) 二次的利用 4) 利用料 5) 出版データの扱い
6) ライセンサーによる類似著作物の出版または利用 7) ライセンシーの発行責任

3) 二次的利用

第〇条（二次的利用）

本契約の有効期間中に、本著作物が翻訳・ダイジェスト版、演劇・映画・放送・録音・録画等その他二次的に利用される場合、甲はその利用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。

注：社団法人日本書籍出版協会作成「出版等契約書」（2010年）より引用

ランセンシー（出版権者）は、この条文により、出版許諾を受けた著作物の二次的利用についても何らかの関与が可能となります。ライセンサー（著作権者：複製権者）がランセンシーに出版の許諾だけを認め、その他の利用（脚本化・映画化等）については、ライセンサーが自由に行いたいのであれば、この条文ではランセンシーへの委任義務が課されていることとなりますので、削除の要請を行いません。一方、二次的利用の処理をライセンシーに任せたいときには、この条文を承諾することになります。

上記では、ライセンサー側の対応策に選択肢があるにせよ、二次的利用が課題となるときにどうするかの問題です。しかしながら、最初から出版契約や電子出版許諾契約ではなく、網羅的な広範囲の権利許諾となっている場合もあります。外国のライセンシーからの申入れによく見られる傾向のようですが、参考イメージを以下に示しておきます。

- 媒体：現存する媒体及び今後考案・開発されるすべての媒体を制作できる対象とする。
- 制作対象：現存する視聴覚作品及び今後考案・開発されるすべての視聴覚作品を制作できる対象とする。さらに続編・前編・リメイク及びそれらに基づくあらゆる派生作品の制作できる権利も含む。

- ライセンシーが利用できる権利：音楽出版権、出版権、サウンドトラック利用権、プロモーション権、舞台化権、商品化権、アトラクション・テーマパークでのキャラクターその他の要素の利用権……。

また、ライセンス契約の申入れであるとライセンサーが認識していたものが、実は、ライセンシーが提示した契約書では権利譲渡となっている場合もあります。実質的に譲渡契約書となっていないかどうかは、ライセンサーにとって重要な押さえどころです。すなわち、条文中に「著作権を譲渡・販売」等と表現された箇所があるかどうかです。英語であれば「assign（アサイン）」（権利譲渡）の単語に要注意です。

ライセンサーは二次的利用権の許諾を抑制する方向を目指し、ライセンシー又は譲受人は二次的利用権の利用範囲の拡大を求めるため、こうしたベクトルの相違が契約交渉の争点へと発展する可能性があります。

4) 利用料

第〇条（著作物利用料の支払い）

- (1) 乙は、甲に対し、第〇条および第〇条の利用に関し、別掲のとおり発行部数の報告および著作物利用料の支払いを行なう。
- (2) 乙が、本出版物を納本、贈呈、批評、広告、宣伝、販売促進、業務等に利用する場合には、著作物利用料が免除される。

注：社団法人日本書籍出版協会作成「出版等契約書」（2010年）より引用

上記中「第〇条および第〇条」には「出版権の設定」「電子出版の許諾」の条文が応答することになります。この条文そのものからは、問題点を発見することはできませんので、「別掲」の内容が問題となります。

「別掲」には、利用料の扱いが記載されることとなります。利用料（対価）には、買い取り、月間又は年間の一括定額支払、印税・ロイヤルティ、ボーナス方式、印税・ロイヤルティとボーナス方式の併用などがあります。買い取りの場合は、増刷されてもライセンサーには原稿料の追加支払がないのが一般的です。もとより無償の定めも可能です。

「買い取り」と「月間又は年間の一括支払」方式の場合は、あらかじめ金額について合意しているでしょうから、問題となることは少ないでしょう。

「別掲」に記載される利用料において問題となる可能性があるのは、「印税・ロイヤルティ」「ボーナス方式」の計算方法です。とりわけベースとなるものの正確な定義について双方が合意できているかどうか重要です。たとえば「定価の10%」ということであれば、ベースの金額は争う余地がないため、ライセンサー・ライセンシーの双方が計算した金額に差異はなく、金額面において、ほとんどトラブルはないものと思われます。ところが、ライセンシーが「〇〇の定義及び計算に従った変動ベースによる契約上の〇〇超過分の確定利益の〇%」等というような複雑な表現・計算方法を条文中に記載していたような場合、ベースとなる金額を容易に計算しにくいという問題が予想されます。ライセンサーとしては、ライセンシーに対して正確かつ簡単に計算できる方法への変更を求めることが確実な利用料収入を得るための前提条件となります。また、報告内容の信憑性確認（ライセンサーからは、ライセンシーに対して監査できる権限を認めさせる場合があります。）と金銭債務の履行をチェックしていくことが課題となります。

5) 出版データの扱い

第〇条（出版データの権利の帰属）

- (1)甲は、第〇条および第〇条の利用において、乙の労力および（または）費用により作成された出版物の版面および電子出版物用データ（作成途中の中間生成物を含む、以上を総称して「出版データ」という）に関する権利は、乙に帰属することを確認する。
- (2)甲は、本契約の有効期間中のみならず終了後であっても、本出版物の版面を複製した印刷物の出版もしくは電子出版物用データを複製しての利用等、出版データを、乙の事前の書面による承

諾なく利用せず、第三者をして利用させない。
(3)本条の規定は、甲の著作権に影響を及ぼすものではない。

注：社団法人日本書籍出版協会作成「出版等契約書」（2010年）より引用

上記中「第〇条および第〇条」には「著作権の設定」「電子出版の許諾」の条文が応答することとなります。

さて、出版の際の版面に関する権利は、著作権法上において認められた権利ではありませんが、これまで慣例的に出版権事業者が主張し、守っている権利です。出版契約終了後に複製権者に対して版面に関する権利を譲渡する例はきわめて少ないものと思われます。

現在でも、出版事業者は「出版事業者が著作権法上の権利、すなわち著作隣接権的な権利を付与せよ」との主張を行い、文化庁での検討がなされています。

この条文については、ライセンサーからとりたてて変更を要求する必要はないものと思われます。ただし、出版データの権利をライセンシーからライセンサーに譲渡する内容の契約は可能ではありません。

6) ライセンサーによる類似著作物の出版

または利用

第〇条（甲あるいは第三者による類似著作物等の出版および利用）

- (1)甲は、本契約の有効期間中、本著作物の全部又は一部と同一もしくは明らかに類似すると認められる内容の著作物および同一題号の著作物を、自ら第〇条にいう出版をせず、あるいは第三者をして第〇条にいう出版をさせず、また自ら第〇条にいう電子出版をせず、あるいは第三者をして第〇条にいう電子出版をさせない。
- (2)前項にかかわらず、甲が本著作物の全部又は一部を、甲自らが運営するホームページ（ブログ、メールマガジン等を含む）において利用しようとする場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。
- (3)甲が、本契約の有効期間中に、本著作物を著作者の全集・著作集等に収録して出版する場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。

注：社団法人日本書籍出版協会作成「出版等契約書」（2010年）より引用

第1項は、著作権の設定又は電子出版の許諾によりその効力がライセンサーにも及ぶことを示したものであり、妥当であると思われます。

第2項は、乙（ライセンシー）にとって有利な条項です。甲（ライセンサー）からすれば出版以外のことは自由に利用できるようにしたいでしょうから、削除の要請をする場合があります。ただし、コンテンツを全部甲のホームページ等で公開してしまうと当該書籍や電子書籍の販売に影響を与えてしまうことも考えられます。そのような場合には以下のような修正も考えられます。

「前項にかかわらず、甲が本著作物の全部又は一部を、甲自らが運営するホームページ（ブログ、メールマガジン等を含む）において利用しようとする場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。」（下線部削除）

第3項は、一見問題のない条項にもみえますが、著作権法には以下の定めがあります。

（著作権の内容）

第80条 著作権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもって、その著作権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する。

2 著作権の存続期間中に当該著作物の著作者が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがある場合を除き、著作権の設定後最初の出版があつた日から三年を経過したときは、複製権者は、前項の規定にかかわらず、当該著作物を全集その他の編集物（その著作者の著作物のみを編集したものに限る。）に収録して複製することができる。

3 著作権者は、他人に対し、その著作権の目的である著作物の複製を許諾することができない。

注：著作権法第80条

上記第2項に「著作権の設定後最初の出版があつた日から三年を経過したときは、複製権者は、前項の規定にかかわらず、当該著作物を全集その他の編集物（その著作者の著作物のみを編集したものに限る。）に収録して複製することができる。」とあります。

これはライセンサーに有利な規定ですので、ライセンサーからは第3項を以下のように修正することをライセンシーに要求することもできます。

「甲が、本契約の有効期間中に、本著作物を著作者の全集・著作集等に収録して出版する場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。」に続けて「ただし、著作権の設定

後最初の出版があつた日から三年を経過したときは、この限りではない。）を挿入します。

7) ライセンシーの発行責任

第〇条（発行の責任）

(1)乙は、本著作物の完全原稿の受領後〇ヶ月以内に本著作物を出版する。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ出版の期日を変更することができる。また、乙は本著作物が出版または電子出版に適さないと判断した場合には、乙は本契約を解除することができる。

(2)乙は、出版する場合の価格、造本、製作部数、増刷の時期、広告・宣伝方法およびその他の方法、ならびに電子出版の場合の価格、広告・宣伝方法、配信方法および利用条件等を決定し、その費用を負担する。

(3)乙は、慣行に従い、本著作物を継続して出版（オンデマンド出版を含む）する義務を有する。

注：社団法人日本書籍出版協会作成「出版等契約書」（2010年）より引用

第3項の「出版（オンデマンド出版を含む）」の箇所以外は、とくに甲乙間で争点となる箇所はないものと思われます。

ライセンサーからは「（オンデマンド出版を含む）」の箇所の変更を求めた方がよいことがあります。

解説の前に「オンデマンド出版」の意味合いを整理しておきます。

オンデマンド出版とは、出版予定コンテンツの内容・情報をコンピュータに保存しておいて、注文に応じて必要な部数だけ1冊ずつ制作して配送する出版体制をいいます。「紙」出版物の随時発行を主として意味するものです。在庫を保有しないで必要な時に必要なだけの冊数を制作・発送することが出版事業者のメリットとなります。なお、電子出版の場合でもパッケージ商品であれば「オンデマンド出版」は可能と思われます。

上記のとおり、出版事業者（ライセンシー）にとっては、「在庫を保有しないで必要な時に必要なだけの冊数を制作・発送すること」ができる点で有利な条文になっています。一方で、著作権者・複製権者（ライセンサー）からは、継続発行の意思・実態がみえにくいというデメリットがあります。このデメリットについて理解するために、「出版の義務」と「著作権の消滅の請求」との関係を整理しておきます。

(出版の義務)

第81条 出版権者は、その出版権の目的である著作物につき次に掲げる義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 複製権者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品又はこれに相当する物の引渡しを受けた日から六月以内に当該著作物を出版する義務
- 二 当該著作物を慣行に従い継続して出版する義務

注：著作権法第81条

上記は出版権者の義務を定めた条文です。もし出版権者がこの義務を履行しなかったときは、ライセンサーはどのようなことを出版権者に請求することができるのでしょうか。答は、著作権法第84条にあります。

(出版権の消滅の請求)

第84条 出版権者が第八十一条第一号の義務に違反したときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

2 出版権者が第八十一条第二号の義務に違反した場合において、複製権者が三月以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内にその履行がされないときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

3 複製権者である著作者は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなったときは、その著作物の出版を廃絶するために、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。ただし、当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、この限りでない。

注：著作権法第84条

出版権者が当事者間で合意した期日（定めがないときは完全原稿の引渡しを受けた日から6月以

内）までに出版しないときは、複製権者は出版権を消滅することができます。また、慣例に従い継続して出版されないときも、出版権の消滅が可能な制度になっています。

そこで、「出版」の定義に「オンデマンド出版」を含めてしまうと、実態として出版がなされていない場合でも、ライセンサーからの催告後に、少量でもオンデマンド出版があると出版権の消滅の実現に困難が予想されます。ライセンサーのもとに、他の出版社から装丁もよいものにして挿絵も有名なデザイナーのものを活用して出版したいと申出があっても、出版社の入れ替えができない場合が想定されます。

そのような意味合いにおいて、ライセンサーからは「(オンデマンド出版を含まない)」への変更を求めた方がよいことがあるのです。

なお、契約書中に「契約の有効期間の定めがないときには、著作権法第83条第2項により「その設定後最初の出版があつた日から三年を経過した日において消滅する」こととなります。

以上、社団法人日本書籍出版協会作成「出版等契約書」(2010年発行)を用いてライセンス契約の留意点を概観しました。

(参考) CRIC著作権研修講座(2011.10.7)

於：京都ガーデンパレス

「著作物の電子化、流通のネットワーク化とコンテンツビジネスの対応」

(1)電子出版の著作権契約に対する出版業界の取り組み

用賀法律事務所 弁護士 村瀬拓男氏

(2)次世代コンテンツ契約をデザインする

骨董通り法律事務所 弁護士 福井健策氏

© 2011 yasuo.uettsuji

補助者の設置・補助者証の更新について

【総務部】

官公署等窓口において、職務上請求書等の提出時、身分証の提示が必要となります。

補助者設置届出の際には、次の添付書類が必要です。①補助者設置届出書 ②履歴書 ③住所を証する書面 ④誓約書(様式第25-1・25-2号は原本提出、25-3号は会員保管) ⑤写真2葉(3×2.4cm・裏面に氏名記入) ⑥事務所内配置図(補助者の執務場所を明記) ⑦事務所内写真 ⑧設置手数料3,000円

また、補助者証の有効期限は発行日から3年となっています。更新の手続きには、①補助者証 ②補助者証更新申請書 ③写真2葉(3×2.4cm・裏面に氏名記入) ④返信用封筒 ⑤更新手数料3,000円を事務局までご送付ください。 ※様式については、HP会員ページから「法令集」をご覧ください。